

令和7年（2025年）
第4回定例会

議案概要

（条例・その他）

東京都町田市

議案概要

議案名	第 105 号議案 町田市公告式条例等の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 デジタル規制改革推進の一括法の成立に伴い、条例の公布、公示送達等の書面掲示のデジタル対応を行うことを目的に、町田市公告式条例ほか 5 本の条例の規定を一括して整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 次に掲げる条例について、書面掲示に関する規定を改めます。 ・町田市公告式条例（条例及び規則の公布等） ・町田市一般職の職員の給与に関する条例（期末・勤勉手当の一時差止処分の通知に係る公示送達） ・町田市職員退職手当支給条例（退職手当の支給制限処分の通知に係る公示送達） ・町田市立公園条例（工作物等の保管の公示） ・町田市行政手続条例（聴聞の通知に係る公示送達） ・町田市屋外広告物条例（屋外広告物等の保管の公示）			
改正前		改正後	
市庁舎及び市民センター（6 か所）の掲示場に書面を掲示		町田市ホームページに電子データを掲載するとともに、市庁舎の掲示場に書面を掲示	
※ デジタルデバインド（情報格差）への配慮の観点から、市庁舎掲示場での書面の掲示は継続します。			
○ 2026 年 6 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（デジタル規制改革推進の一括法）（令和 5 年法律第 63 号）			
【補足説明】 ○ デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、2023 年 6 月 16 日に「デジタル規制改革推進の一括法」が公布されました。同法では、アナログ的な手法を前提とした規制（アナログ規制）の見直しを推進するため、デジタル社会形成基本法及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律のほかアナログ規制を定める個別の法律 62 本が改正されます。 ○ 書面掲示のデジタル対応は、特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図るものです。このうち、公示送達のデジタル対応に関する法改正は、「デジタル規制改革推進の一括法」の公布の日から 3 年以内に施行されることとされています。			
問合せ先	総務部 法務課長 坂上	電話	724-2506

議案概要

議案名	第 106 号議案 町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 個人番号カードによる医療費助成のオンライン資格確認の開始に伴い、関係する条例 4 本の規定を一括して整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 次に掲げる条例に基づく医療費助成の対象者が、病院等で個人番号カード（マイナ保険証）を提示して受診等をした場合に、医療費助成を受けることができるように関係する規定を改めます。 ・ 町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 ・ 町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例 ・ 町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 ・ 町田市高校生等の医療費の助成に関する条例 ○ その他文言の整理を行います。 ○ 公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。			
【改正により何が変わるか】 ○ 国が構築する自治体と医療機関等をつなぐ情報連携基盤（Public Medical Hub）に接続することにより、各種医療費助成に係る資格確認をオンラインで行えるようになります。 ○ 医療費助成を受けるためには、病院等の窓口で、健康保険証の利用登録をした個人番号カード（マイナ保険証）に加えて、医療費助成の対象者に交付される医療証を提示する必要がありますが、オンライン資格確認の開始により、マイナ保険証のみで助成を受けられるようになります。			
問合せ先	子ども生活部	子ども総務課長 香月	電話 724-2876

議案概要

議案名	第 107 号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例				
【議案提出の目的】 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係する条例 4 本の規定を一括して整備するため、所要の改正をするものです。					
【議案の内容】 ○ 家庭的保育事業等の利用乳幼児が母子保健法に基づく健康診査を受けている場合には、利用開始時の健康診断等の全部又は一部を行わないことができることとします。(町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第 17 条関係) ○ 次に掲げる条例の規定について、児童福祉法から引用する条項番号を改めます。 ・ 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第 12 条 ・ 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第 25 条 ・ 町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第 12 条 ・ 町田市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例第 13 条 改正前：法第 33 条の 10 各号 ⇒ 改正後：法第 33 条の 10 第 1 項各号 ○ 公布の日から施行します。					
【関係法令】 ○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） ○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号） ○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号） ○ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号） ○ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）					
問合せ先	子ども生活部	子育て推進課長	田中	電話	724-4467
	子ども生活部	保育・幼稚園課	三浦		724-2138
	子ども生活部	児童青少年課	島崎		724-2182

議案概要

議案名	第 1 0 8 号議案 町田市建築審査会条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の規定を引用する部分を次のとおり改めます。			
改正前		改正後	
建築基準法の規定（ <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 105 条第 2 項</u> において準用する場合を含む。）		建築基準法の規定（ <u>他の法令</u> において準用する場合を含む。）	
○ 公布の日から施行します。			
【関係法令】 ○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号） ○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）			
【補足説明】 ○ 2026 年 4 月 1 日から「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の題名が「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改正されます。この改正に合わせて、同法以外の法令においても建築基準法の建築審査会に関する規定を準用する場合には、この条例の対象とするように規定を整理します。			
問合せ先	都市づくり部 都市政策課長 戸田	電話	724-4247

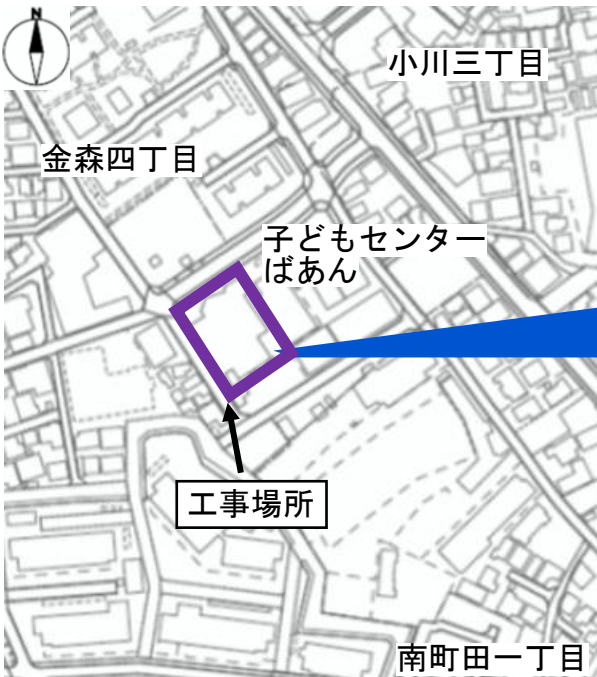
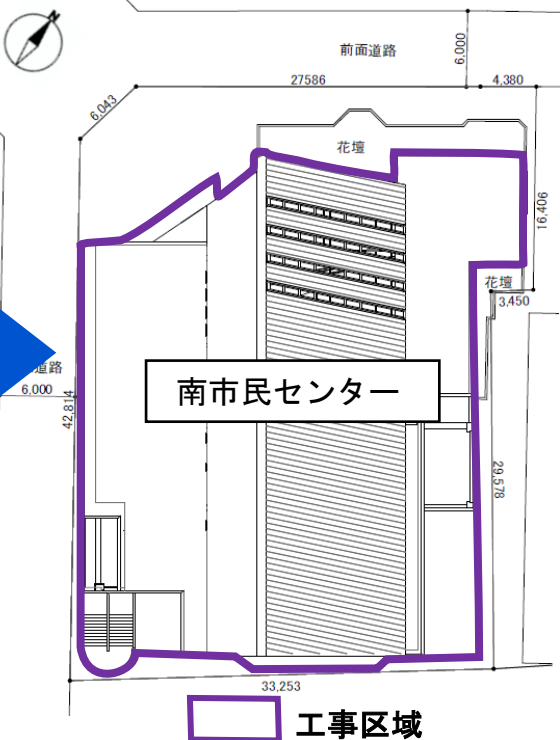
議案概要

議案名	第 1 0 9 号議案 東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約		
【議案提出の目的】 東京都六市競艇事業組合規約の名称を変更することに関し、関係市の協議により定めることについて、議会の議決を求めるものです。			
【議案の内容】 ○規約の題名を「東京都六市競艇事業組合規約」から「東京都六市ボートレース事業組合規約」に改めます。 ○第 1 条中「東京都六市競艇事業組合」を「東京都六市ボートレース事業組合」に改めます。			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 286 条第 2 項（一部事務組合の組織、事務及び規約の変更） ○ 地方自治法第 290 条（議会の議決を要する協議）			
問合せ先	財務部 財政課長 高野	電話	724-2149

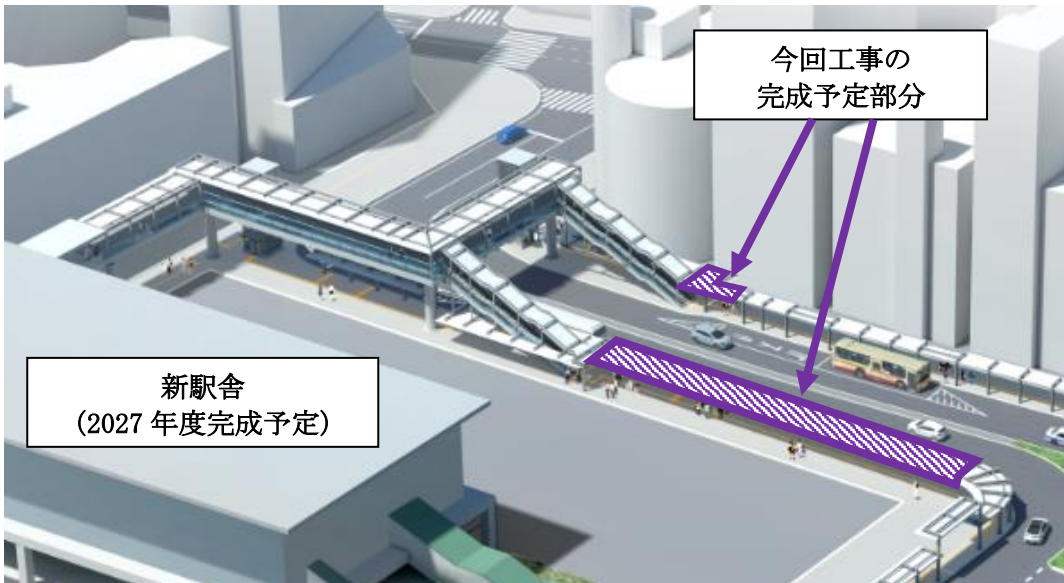
議案概要

議案名		第 1 1 0 号議案 町田市一般廃棄物指定収集袋購入（単価契約）	
【議案提出の目的】 市民・事業者がごみを排出する際に使用する指定収集袋を調達するため、物品供給単価契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 2026 年度分の各種指定収集袋を購入するものです。 燃やせるごみ専用袋、燃やせないごみ専用袋、容器包装プラスチック専用袋、ボランティア袋、おむつ専用袋、事業ごみ専用袋 ○ 二酸化炭素排出量の削減を目指し、ボランティア袋にバイオマス原料 25%を配合しています。 ○ 本件は、2022 年度調達分までは製造業務委託としていましたが、多くの事業者が入札参加できるよう仕様書等を見直し、2023 年度調達分からは物品供給単価契約としています。			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得）			
【契約の概要】 ○ 契 約 目 的 町田市一般廃棄物指定収集袋購入（単価契約） ○ 契 約 方 法 条件付一般競争入札 ○ 契 約 金 額 218,360,010 円（推定総額） ○ 契約相手方 株式会社 ハーバック化成 代表取締役 桐田 和典 島根県益田市市原町イ 559 番地 1 ○ 納 期 2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (事業内容) 環境資源部 環境政策課長 谷		電話 724-2523 785-5479

議案概要

議案名		第 1 1 1 号議案 南市民センター改修工事請負契約				
【議案提出の目的】 施設の長寿命化及び脱炭素化を実現するため、南市民センターの屋上防水・外壁・建具の改修及び電気・機械設備改修に伴う内装改修を行う工事請負契約を締結するものです。 【議案の内容】 ○ 工事内容 防水改修工事（屋上、バルコニー） 外壁改修工事 建具改修工事 電気・給排水衛生・空気調和設備改修に伴う内装改修工事						
 						
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） 【契約の概要】 ○ 契約目的 南市民センター改修工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 282,307,520 円 ○ 契約相手方 システム・ハウジング建設株式会社 代表取締役 渋谷 俊彦 東京都町田市中町一丁目 25 番 9 号 ○ 工期 契約開始日から 2027 年 5 月 28 日まで						
問合せ先	（契約内容）財務部		契約課長	佐々木	電話	724-2523
	（工事内容）財務部		営繕課長	長谷		724-1293
	（事業内容）市民部		南市民センター長	泉		795-3165

議案概要

議案名	第 1 1 2 号議案 鶴川駅北口広場バスシェルター建築工事（3期）請負契約		
【議案提出の目的】 鶴川駅周辺再整備基本方針に基づき、交通利便と生活環境等の改善を図るため、鶴川駅北口広場にバスシェルターを新築する工事請負契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 工事内容 バスシェルターの新築 （鉄骨造平屋建て、延床面積 237 m ² ） 〈完成平面図〉			
 工事区域 			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】 ○ 契約目的 鶴川駅北口広場バスシェルター建築工事（3期） ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 212,074,720 円 ○ 契約相手方 株式会社イワヲ建設 代表取締役 鈴木 成彦 東京都町田市能ヶ谷四丁目 22 番 11 号 ○ 工 期 契約開始日から 2026 年 9 月 4 日まで			
問合せ先	(契約内容) 財務部 (工事内容) 財務部 (事業内容) 道路部	契約課長 佐々木 営繕課長 長谷 道路整備課長 込山	電話 724-2523 724-1293 724-1125

議案概要

議案名		第 1 1 3 号議案 鶴川第四小学校解体工事請負契約	
【議案提出の目的】 鶴川中央小学校建設工事に伴い、同小学校の建設予定地である鶴川第四小学校の敷地内建築物等（校舎含めて全ての建築物及び設備）の解体工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 工事内容 敷地内建築物及びその付帯設備等の解体工事 外構の解体工事 雨水貯留槽の解体工事 発電機の移設工事			
鶴川第一小学校 工事区域 鶴川第四学童保育クラブ プール 体育館棟 校舎棟 : 工事区域			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】 ○ 契約目的 鶴川第四小学校解体工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 648,780,000 円 ○ 契約相手方 株式会社内村工業 代表取締役 荒木 秀柄（あらき しゅうへい） 東京都新宿区百人町三丁目 17 番 1 号 ○ 工 期 契約開始日から 2027 年 3 月 18 日まで			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 財務部 営繕課長 長谷 (事業内容) 学校教育部 施設課長 本田	電話	724-2523 724-1293 724-2174

議案概要

議案名	第 1 1 4 号議案 町田木曽山崎パラアリーナ整備等 P F I 事業契約																								
【議案提出の目的】 町田木曽山崎パラアリーナ整備・運営事業に係る、施設の設計、建設、工事監理、維持管理、及び運営業務を PFI 手法により包括的に実施するため、事業契約を締結するものです。																									
【議案の内容】																									
○ 事業方式	BT0 (Build-Transfer-Operate) 方式 ※ 事業者が施設の建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間が終了するまでの間、事業者において、施設の維持管理及び運営を行う																								
○ 事業内容	施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務																								
○ 履行場所	町田市山崎町 1298 番地 1 外																								
【議案の法的根拠】																									
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 15 号（契約の締結）																									
○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条（地方公共団体の議会の議決）																									
【契約の概要】																									
○ 契約目的	町田木曽山崎パラアリーナ整備等 PFI 事業																								
○ 契約方法	公募型プロポーザルによる随意契約																								
○ 契約金額	4,633,291,145 円																								
○ 契約相手方	株式会社 GION 町田アリーナ 代表取締役 祇園 彬之介（ぎおん よしのすけ） 東京都町田市原町田一丁目 13 番 1 号 町田ハイツ壺番館 1-3																								
○ 事業期間	契約開始日から 2044 年 3 月 31 日までの 18 年 3 か月																								
<事業スケジュール>																									
<table><tr><th colspan="2">2025年度</th><th rowspan="2">2026年度</th><th rowspan="2">2027年度</th><th rowspan="2">2028年度</th><th rowspan="2">2029年度以降</th></tr><tr><th>12月</th><th>1月-3月</th></tr><tr><td rowspan="2"> 基本協定・契約締結に向けた準備・調整 </td><td colspan="4" rowspan="2"> 設計・整備工事 </td><td rowspan="2"> 運営・維持管理 </td></tr><tr></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2028年10月 供用開始</td><td></td></tr></table>						2025年度		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度以降	12月	1月-3月	基本協定・契約締結に向けた準備・調整	設計・整備工事				運営・維持管理					2028年10月 供用開始	
2025年度		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度以降																				
12月	1月-3月																								
基本協定・契約締結に向けた準備・調整	設計・整備工事				運営・維持管理																				
				2028年10月 供用開始																					
問合せ先	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 間宮			電話	724-4036																				

議案概要

議案名	第 1 1 5 号議案 町田木曽山崎パラアリーナの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 町田木曽山崎パラアリーナを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 株式会社 GION 町田アリーナ 代表取締役 祇園 彬之介 (ぎおん よしのすけ) 東京都町田市原町田一丁目 13 番 1 号 町田ハイツ壺番館 1-3			
○ 公の施設の概要			
名 称		町田木曽山崎パラアリーナ	
所 在 地		町田市山崎町 1298 番地 1 ほか	
開設年月		2028 年 10 月	
建物構造		鉄骨造 地上 2 階建て	
建物面積		2,967.05 m ² (延床面積) (予定)	
主要施設		メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルーム 多目的室、カームダウン・クールダウンエリア ほか	
○ 指定管理者が行う主な業務 ・町田木曽山崎パラアリーナの事業の実施に関する業務 ・町田木曽山崎パラアリーナの利用の承認等に関する業務 ・町田木曽山崎パラアリーナの維持管理に関する業務			
○ 指定の期間 ・2028 年 10 月 1 日から 2044 年 3 月 31 日までの 15 年 6 か月			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市スポーツ施設条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 間宮		電話 724-4036

議案概要

議案名	第 1 1 6 号議案 小山子どもクラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 小山子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 （指定管理者名） 特定非営利活動法人青少年健全育成会ホシザクラ 代表理事 山口 弘美（やまぐち ひろみ） 東京都町田市小山町 172 番地			
○ 公の施設の概要			
名 称		小山子どもクラブ	
所 在 地		町田市小山町 1165 番 3	
開設年月		2019 年 12 月	
建物構造		鉄骨造 2 階建て	
建物面積		469.16 m ² （延床面積）	
主要施設		事務室、遊戯室、集会室、乳幼児室等	
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 子どもクラブの事業の実施に関する業務			
・ 子どもクラブの使用の承認等に関する業務			
・ 子どもクラブの施設の維持管理に関する業務			
○ 指定管理期間			
・ 2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）			
○ 町田市子どもセンター条例第 10 条第 3 項（指定管理者の指定等）			
問合せ先	子ども生活部	児童青少年課長 島崎	電話 724-4097

議案概要

議案名	第 1 1 7 号議案 損害賠償請求訴訟の提起について		
【議案提出の目的】 （仮称）町田市立国際工芸美術館整備工事請負契約の締結に係る債務の不履行により発生した損害の賠償を求めるため、訴訟を提起するものです。			
【議案の内容】 ○ （仮称）町田市立国際工芸美術館整備工事請負契約の仮契約の相手方に対し、本契約を締結しなかったことによって町田市に生じた工事費用の増加分等の損害額 873, 216, 250 円の支払いを求めて訴訟を提起します。 ○ 相手方：東京都江戸川区中葛西三丁目 37 番 4 号 スターツ CAM 株式会社			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号（訴えの提起）			
【経緯】 ○ 2024 年 10 月 23 日に、町田市はスターツ CAM 株式会社と（仮称）町田市立国際工芸美術館整備工事請負契約の仮契約を締結しました。 ○ 同年第 4 回市議会定例会において、本件仮契約に基づく本契約の議案が可決されましたが、同社は本契約を締結しませんでした。 ○ 同社が本契約を締結しなかったことにより、町田市は事業者選定をやり直すこととなり、工事の着工が大幅に遅れることになりました。 ○ 工事の遅延に伴い、工事費用の増額等が必要となったため、町田市は同社に対して損害賠償を求めてきましたが、同社が応じないため訴訟を提起するものです。			
問合せ先	総務部 法務課長 坂上	電話	724-2506